

令和7年 第12回

武蔵野市教育委員会定例会

令和7年12月2日

於 教育委員会室

武蔵野市教育委員会

令和7年第12回武蔵野市教育委員会定例会

○令和7年12月2日（火曜日）

○出席委員（5名）

教育長	吉原 健	教育長職務代理者	清水 健一
委員	岩崎 久美子	委員	森田 亮
委員	岸本 葉子		

○事務局出席者

教育部長	真柳 雄飛	教育企画課長	牛込 秀明
教育企画課 学校施設担当課長	田中丸 善史	教育企画課 学校施設計画担当課長	村越 祐介
指導課長	荒井 友香	統括指導主事	高丸 一哉
教育支援課長	祐成 将晴	教育支援課 教育相談支援担当課長	志賀 直樹
生涯学習 スポーツ課長 (兼武蔵野ふ るさと歴史館 担当課長)	大杉 光生	生涯学習 スポーツ推進 担当課長	茂木 孝雄
図書館長	森本 章稔		

○日 程

1. 開会の辞
2. 事務局報告
3. 議 案 第31号 武蔵野市立井之頭小学校解体工事請負契約に係る議案の提出について
第32号 武蔵野庭球場等改修工事請負契約に係る議案の提出について
第33号 令和7年度武蔵野市一般会計補正予算に係る議案の提出について
4. 協議事項

(1) 武蔵野市いじめ防止基本方針及び具体的方策の改訂について

5. 報告事項

(1) 教育部業務状況報告（9～11月）について

(2) 家庭における学習者用コンピュータの活用に関するアンケート結果について

(3) チャレンジクラスの設置申請について

(4) 武蔵野市営プールの更新に関する基本計画（案）について

6. その他

◎開会の辞

○吉原教育長 それでは、おはようございます。ただいまから令和7年第12回教育委員会定例会を開会いたします。

初めに、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、武蔵野市教育委員会会議規則第36条の規定により、議長において、清水委員、岸本委員、私、吉原、以上3名を指名いたします。

次に、傍聴についてお諮りいたします。

定員の範囲内で傍聴の申込みがあった場合、本日の傍聴を許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉原教育長 それでは、傍聴を許可いたします。

◎事務局報告

○吉原教育長 これより議事に入ります。

それでは、事務局報告に入ります。教育部長から報告いたします。

○真柳教育部長 それでは、前回の教育委員会定例会以降の教育委員会の状況等について報告いたします。

市内の学校の状況について報告します。

2学期も残り1か月を切り、各学校では今までの学習の成果や3学期に向けた課題等を個人面談や保護者会などを通して保護者に伝えるなど、学校と家庭が連携した取組を進めています。

さらに、中学校においては、いよいよ3年生の進路決定に向けて保護者、生徒との三者面談や進路に関する対策会議も行われているところです。

各学校においては、11月は学芸会や音楽会、展覧会など、文化的行事に取り組み、無事に終了しました。子どもたちは力を合わせてつくり上げることにより生まれる感動や達成感を感じてくれたことと思います。

また、武蔵野市民科を中心に地域と連携した学びや地域に参画する取組も充実しており、例えば第二小学校は、ムーバス境西循環の車内放送を6年生が担当し、停留所案内

に加えて、子どもたちが調べた停留所近くの見どころなどを紹介しています。来年3月末まで聞くことができますので、機会がありましたら子どもたちの成果をぜひ聞いていただけますと幸いです。

次に、研究発表についてです。

11月13日に桜野小学校が教育課題研究開発校として、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実に関する取組について発表しました。市内外の教員や地域の方など200名を超える参加がありました。今年度は、今後2月10日に第二小学校が研究発表を予定しています。

最後に、連合音楽会についてです。

来る12月6日には、市内の小学校5年生または6年生が参加し、連合音楽会を行います。各校の校長、学級担任、音楽専科などの引率の先生方にご協力いただき、各校児童が立派な合唱、合奏の発表を行うことができるよう準備を進めています。

以上で事務局報告を終わります。

○吉原教育長 ただいまの報告に質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

清水委員。

○清水教育長職務代理者 最近、インフルエンザがすごくはやってきて、例年より早くピークが来ようとしていると思うんですね。インフルエンザで学級閉鎖とか学年閉鎖になると、どうしても教育活動に支障を来しますので、現在どんな状況なのかを教えてくださいたいんですが。

○吉原教育長 教育支援課長。

○祐成教育支援課長 11月の学級閉鎖の状況ですけれども、小学校、中学校合わせて、学年閉鎖が3学年で学級閉鎖は40学級で、12月に入っては今のところ学年閉鎖が1、学級閉鎖が2というところで、委員おっしゃるとおり、今少し早まってピークが来ているような状況であります。

以上です。

○吉原教育長 よろしいですか。

ほかにご質問、ご意見ございますか。

◎議案第31号 武蔵野市立井之頭小学校解体工事請負契約に係る議案の提出について

○吉原教育長 それでは、次に議案に入りたいと思います。

議案第31号、井之頭小学校解体工事請負契約に係る議案の提出についてを議題といたします。

それでは、説明をお願いします。学校施設担当課長。

○田中丸学校施設担当課長 それでは、議案第31号、井之頭小学校解体工事請負契約に係る議案の提出についてご説明申し上げます。議案第31号をご覧ください。

契約方法でございますが、こちらは13業者による制限付一般競争入札で、電子入札により執行を決定いたしました。契約金額は2億7,390万円、うち消費税相当額は2,490万円でございます。

契約の相手方は、株式会社明幸でございます。

工期につきましては、契約の確定の日が市議会で議決をいただく日となりますので、その翌日から令和9年3月12日まででございます。

次のページをご覧ください。

参考といたしまして、施工場所、支出科目、入札参加業者及び入札結果、予定価格について記載しております。

以上が契約の内容でございます。

次に、工事概要をご説明します。3ページをご覧ください。

工事場所は、武蔵野市吉祥寺本町3丁目27番19号、井之頭小学校でございます。敷地面積は、1万184平方メートル、延べ面積、付属棟を含み8,338.99平方メートル、構造及び規模は、鉄筋コンクリート造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造、地上4階、地下1階でございます。

工事内容につきましては、敷地内の校舎、体育館、付属棟及び外構等を解体及び撤去して、更地にするものでございます。

7ページをお願いします。

工事費内訳表でございます。撤去費や発生材の運搬、処分など、本工事に直接要する費用であります直接工事費が2億341万240円、共通仮設費と現場管理費で構成される間接工事費が3,900万3,139円、一般管理費経費が1,924万2,621円で、有価物売却費は1,265万6,000円の減額で、計2億4,900万円でございます。これに消費税相当額を加えまして、本工事費は2億7,090万円でございます。

次に、図面に沿ってご説明します。戻りまして、4ページが配置図でございます。斜線部分が解体建物でございます。

次に、5ページには立面図、その次の6ページは断面図をお示ししております。

議案第31号の説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いします。

○吉原教育長 ただいまの説明にご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

岩崎委員、お願いします。

○岩崎委員 このような議案を審議するときの判断のため、1点目について教えていただきたいのは「制限付き」という、制限とは何かということと、2点目は、非常に安い価格で落札されていてほかの業者と金額差がありますが、廉価ということに対してどのように質の保証をされているかという2点を教えてください。

○吉原教育長 学校施設担当課長。

○田中丸学校施設担当課長 大きく2点ご質問いただきました。まず、制限付一般競争入札、これは2番目の質問にも関係してくる話になりますが、制限付き、要は入札の中で一定の条件を付加するものです。例えば今回の入札の制限としまして、解体工事の業種で70位以内の業者であるとか、質の担保の部分でいいますと、公共工事の解体工事で3億円以上の実績を有するものとか、あと、山留め工事という地下の工事があるんですけども、山留め工事の実績があるものとかという条件を付加しています。

これは2番目の答えにも共通することで、こういう条件を付加することで一定質の担保を取っているという認識でおります。

○吉原教育長 よろしいですか。

ほかにご質問、ご意見ございますか。

それでは、お諮りいたします。

議案第31号について採決に入りたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉原教育長 異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第31号、井之頭小学校解体工事請負契約に係る議案の提出について、本案を事務局提案のとおり決するという事に賛成でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉原教育長 それでは、本案は事務局提案のとおり決定させていただきます。

◎議案第32号 武蔵野庭球場等改修工事請負契約に係る議案の提出について

○吉原教育長 次に、議案第32号、武蔵野庭球場等改修工事請負契約に係る議案の提出についてを議題といたします。

それでは、説明をお願いします。スポーツ推進担当課長。

○茂木スポーツ推進担当課長 それでは、議案第32号、武蔵野庭球場等改修工事請負契約に係る議案の提出についてご説明を申し上げます。議案第32号をお願いいたします。

契約の方法でございますが、9業者による制限付一般競争入札で、電子入札により執行、決定をいたしました。契約金額は1億7,996万円で、うち消費税相当額は1,636万円でございます。

契約の相手方は、太陽スポーツ施設株式会社でございます。

工期につきましては、契約の確定の日が市議会で議決をいただく日となりますので、その翌日から令和8年10月16日まででございます。

2ページに参考といたしまして、施工場所、支出科目等、入札参加業者及び入札結果、予定価格について記載をしております。

以上が契約内容でございます。

次に、工事概要をご説明いたします。3ページをお願いいたします。

工事場所は、武蔵野市緑町3丁目1番地内、武蔵野庭球場でございます。テニスコートが7面ございまして、面積は4,666平方メートル、テニスコートを高さ4メートルの周囲フェンスが340メートルにわたって囲っております。

軟式野球場防球ネットをテニスコート周囲フェンスに設置をいたします。高さ7メートルと10メートルのものを10メートルずつにわたり、高さ14.9メートルのものを40メートルにわたって増設いたします。

工事内容につきましては、既設のテニスコートの全面張替えによる改修と、既設周囲フェンスの撤去及び新設による改修と、軟式野球場防球ネットの増設でございます。

4ページは、テニスコートと周辺フェンスの改修の計画平面図、5ページは、防球ネット増設の計画平面図でございます。

6ページをお願いいたします。

工事費内訳表でございます。撤去費や発生材の運搬、処分など、本工事に直接要する費用であります直接工事費が9,497万6,430円で、共通仮設費と現場管理費で構成される間接工事費が4,978万2,180円でございます。一般管理経費が1,884万1,390円で、計1億6,360万円でございます。これに消費税相当額を加えまして、本工事費は1億7,996万円でございます。

議案第32号の説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○吉原教育長 それでは、ただいまの説明にご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。

議案第32号について採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉原教育長 それでは、異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第32号、武蔵野庭球場等改修工事請負契約に係る議案の提出について、本案を事務局提案のとおり決することに賛成ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉原教育長 それでは、本案は事務局提案のとおり決定させていただきます。

◎議案第33号 令和7年度武蔵野市一般会計補正予算に係る議案の提出について

○吉原教育長 次に、議案第33号、令和7年度武蔵野市一般会計補正予算に係る議案の提出についてを議題といたします。

それでは、説明をお願いします。教育企画課長。

○牛込教育企画課長 それでは、議案第33号、令和7年度武蔵野市一般会計補正予算に係る議案の提出についてご説明をします。

大きく2点ございまして、1点目が歳出予算補正でございます。こちらは、学校給食費につきましましては、給食の食材に使用する新米価格の上昇に伴い補助金を増額するものでございます。もう一点の学校建設費につきましましては、第五小学校の改築工事の再入札に伴う工期の変更により、工事の管理業務費を減額する補正でございます。

もう一点、債務負担行為補正でございます。債務負担行為とは、翌年度以降の支出を伴う契約を行うために、議会の議決を経て設定されるものです。こちらの表の1から4については、各工事夏の時期、あるいはプールの時期に間に合わせるために今年度中に入札と契約手続を完了して、4月から工事に着手する必要があるため設定をするものです。

5につきましましては、井之頭小学校の改築設計を進める中で、工事費を節減するための設計変更に伴い、契約期間の延長が必要になったということから設定するものです。

6については、第五小学校改築工事の入札不調に伴い、金額の増額及び工期の延長が必要になったことから設定するものでございます。

説明は以上でございます。

○吉原教育長 それでは、ただいまの説明にご質問、ご意見ございましたらお願いします。

清水委員。

○清水教育長職務代理者 建築費の高騰というのは非常に悩ましい問題だなと思っています。この5ですね。井之頭小学校の工事費用を削減するために設計変更を実施したというふうに書いてあるんですが、具体的にはどういう設計変更をしたのか教えていただきたいと思います。

○吉原教育長 学校施設担当課長。

○田中丸学校施設担当課長 こちらの変更内容でございますが、まず一番簡潔に工事費を削減できるというのは、床面積、延べ面積で、要は建築面積を減らすというところがまず一番簡潔にできるという中で、もう一回その実施設計を進めている中で余剰の空間がないかというところを精査しました。当然、機能的には今あるものを十分満たす必要があるんですが、それ以外の余剰部分の空間を減らすことで工事費を削減する、そこが主な内容になります。

以上です。

○吉原教育長 よろしいですか。

ほかにご質問、ご意見ございますか。

森田委員。

○森田委員 歳出予算補正の給食費で新米価格上昇分ということがあるんですが、これは大体年間通してどれぐらい上がる見込みということなんでしょうか。

○吉原教育長 教育支援課長。

○祐成教育支援課長 令和7年の新米が出てくる場所ですね。そこからの価格を反映していますので、令和6年に関してはもう既に反映したものをやっているんで、全体とは令和7年新米が出てからの部分、本当にお米の上った部分の3月までの部分です。

○吉原教育長 よろしいですか。

ほかにございますか。

それでは、お諮りいたします。

議案第33号について採決に入りたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉原教育長 異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第33号、令和7年度武蔵野市一般会計補正予算に係る議案の提出について、本案を事務局提案のとおり決することに賛成ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉原教育長 それでは、本案は事務局提案のとおり決定させていただきます。

◎協議事項

○吉原教育長 次に、協議事項に入ります。

協議事項（１）武蔵野市いじめ防止基本方針及び具体的方策の改訂についてを議題といたします。

それでは、説明をお願いします。統括指導主事。

○高丸統括指導主事 それでは、私から武蔵野市いじめ防止基本方針及び具体的方策の改訂について説明いたします。

まず、概要版の資料、（概要）とついているものですが、そちらの１、国や東京都、市の動向現状と課題をご覧ください。

武蔵野市では、平成25年に施行されましたいじめ防止対策推進法を受けまして、平成26年に武蔵野市いじめ防止基本方針を策定いたしました。また、令和３年に武蔵野市いじめ防止基本方針に基づく具体的方策を策定いたしまして、いじめの未然防止、早期発見、対応等に取り組んでまいりました。

この間、そこに書かさせていただいておりますが、国では令和４年にいじめ対応を含め、生徒指導の理論や考え方をまとめた生徒指導提要在改訂され、令和６年にはいじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂がありました。

また、東京都においても令和７年６月に、いじめ総合対策が第三次に改訂されたところでございます。

こうしたいじめに関する国や東京都の取組や学校教育にまつわる最近の流れでは、次の２点がいじめ防止に向けて非常に重要視されております。①、②のところでございます。

１つ目が、全ての児童・生徒を対象とした支援です。いじめ予防の取組、課題への早期対応といった重層的な支援構造をつくるのが大事になってくると。そして、いじめを自分たちの問題として捉え、児童・生徒が主体的に行動しようとする自己指導力を育む、そういったことが求められています。

また②、いじめの重大事態に対して、平時からの備えや調査すべき項目や対応等を明確にする、この２点が非常に重要視されていると我々としては考えているところでございます。

こうした観点から2、「武蔵野市いじめ防止基本方針」の改訂について、本市のいじめ防止基本方針——左が現行でございます。改めて見直しますと、必要な要素は備えているものの重層的な支援構造、先ほどお話ししたようなことや自己指導力の育成の観点について、より前面に打ち出す形に改訂すべきではないかと考えました。

また、裏面、資料2枚目をご覧くださいまして、具体的方策につきましても、基本方針と連動する形で内容を整理し、さらに具体的な内容を示すということで、市としていじめの防止、早期対応というところに関してのメッセージがより明確になると考えました。

また、重大事態調査に関する内容も、より具体的にイメージが湧く形に改訂すべきと考えました。

こうした観点に基づきまして、資料、改訂版（案）の本体のほうをご覧くださいければと思うんですけれども、こちらについて幾つかポイントを説明いたします。

まず、資料を開いていただきまして、ページ番号でいくと1、PDFファイルでいくと3ページになります。

こちら、1ページというページ番号のところですね。先ほどお話しした国や東京都の流れとともに、今回の改訂に当たりまして、子どもたちのいじめに対する願いや思いを把握するために、11月にアンケートを取りました。四角囲みの部分です。こちらの方針や具体的方策に反映させたというところが一つの特徴でございます。

そして、資料3から5ページでございます。ページ番号3から5ページ、PDFでいくと5、6、7ページになるかと思えます。

そちらをご覧くださいまして、いじめの防止に関して前提となる確認事項ということで、3つ示しております。1つ目が、「いじめは、全ての児童・生徒に関係する問題である」。2つ目は、「いじめは、心身に深刻な影響を及ぼす行為であり、全教育活動を通じて未然防止に取り組む」、3番、「すべての関係者が連携し、問題の克服を目指す」、こういった確認事項を書かせていただいております。

その上で、ページ番号、下部に示している6ページ以降ですね、PDFファイルで見ますと8ページから方針ごとに具体的な取組を明示しております。

まず、方針1では、多様性への配慮や魅力ある授業、適切な援助希求の促進等について示しております。

少し飛んで、ページ番号は9、PDFファイルですと11ページ、方針の2でございま

すが、「いじめ問題への理解・未然防止に努めます」としております。いじめ未然防止等への指導や主体性を育む指導等について、特にここでご注目いただきたいのはページ番号10ページの下部でございますが、いじめ発見のためのチェック項目の例も今回は明示をさせていただいております。

次の11ページ、方針の3、「迅速・確実な組織対応を徹底します」ということで、いじめ発見時の組織対応について、このフローの形にまとめさせていただきました。また、この中でも特に上から2つ目の青い四角がございますが、学校いじめ対策委員会、いじめ発覚時の対策委員会の開催について、原則として発見後、翌開庁日以内ということを示したことで、また、右側にありますが、市教育委員会の報告として、次の場合は報告するということが、3つの事例を明示したことも一つ特徴でございます。

さらにページを進めて、ページ番号でいくと13ページ、PDFファイルですと15ページになります。

こちら、灰色の四角のポイントというところがございますが、近年、指導課に報告される事例を基に、ポイントとして本人、あるいは保護者が当事者への聞き取りを控えるよう要望する場合等の対応について、市としての見解をここに明確に示させていただきました。

さらに飛びまして、16ページ、PDFファイルですと18ページになりますが、方針の4、「いじめを深刻化させない専門的・継続的な連携体制をつくります」ということで、具体的な連携先や重大事態の対処について、ここから明記をしております。

特に、ページ飛んで、ページ番号18ページ、PDFファイルですと20ページになりますが、重大事態の対応フローで、いじめの重大事態調査に関するガイドラインを基に、市としての方向性や様式等を示しております。

以上が今回の具体的方策等のポイントとなっていきます。

最後に、本改訂に関するスケジュールについて説明をさせていただきます。再度概要版の資料をお出しいただきまして、裏面の一番下の部分、4、改訂スケジュールをご覧ください。

本日の定例教育委員会でご協議いただいた意見を基に修正をいたしまして、2月の市いじめ問題対策委員会にて、委員の皆様からさらにご意見をいただきます。その上で3月の定例教育委員会でご報告させていただき、同じく総合教育会議にて市長からもご意見をいただきたいと思いますと考えております。

加えて、こちらの新基本方針や具体的方策に基づいた取組を学校で円滑に移行できますように、12月の定例校長会で案の段階であります、学校にも同様の説明をさせていただきまして、学校のいじめ防止基本方針の見直し等について諮っていくよう説明したいと思っているところでございます。

以上でございます。

○吉原教育長 ただいま事務局のほうから武蔵野市いじめ防止基本方針の改訂の考え方、そして改訂内容のポイント、最後に今後の改訂のスケジュールについて説明がありました。これらについてご質問、ご意見をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

森田委員、お願いします。

○森田委員 非常によくまとまっている内容ですし、このとおり運用できればとてもいいことだなと思うんですけども、ページ数がぱっと出てこないのですが、インターネットを介したものというふうにも記載ありました。一番今きっと多いだろうなというのが、LINEのグループで外されたですとか、無視されるですとか、自分がいないグループがつくられてそこで何かが行われると、昔で言うと、多分学校の裏サイトのようなものが割とカジュアルにLINEでできてしまうという事例はたくさん出てくると思います。

ただ、LINEなど、SNSでの児童・生徒同士の問題に学校がどこまで介入するのかというのは結構難しいところかなと思うんですけども、そこは何か明文化してあるのか、もしくはこの先する予定があるのか、分かる範囲で教えていただければと思います。

○吉原教育長 ただいまの点につきまして、統括指導主事、お願いします。

○高丸統括指導主事 おっしゃるとおり非常に深刻化しやすい。やはり隠れたところ、教員や大人の見えないところで起きてしまうということで、我々の課題意識としても非常に大きく捉えているところでございます。

そういったこともありまして、今回ある意味コラムのような形ではありますけれども、こちらの15ページのところにインターネットを通じて行われるいじめの対応を書かせていただいています。

案件としては、以前6月だったでしょうか、定例教育委員会でも報告させていただいておりますが、パソコンやスマートフォンで嫌なことをされているという案件自体は、全体の数からすると多くはないですね。やはりいろいろとちょっかい出されたであるとか、細かなことまで認知をしていくという形で今やっていますので。ただ、件数が少ないからそれがいい

のかということ、やっぱり一件一件の重さもあるかと思しますので、しっかりと指導していく必要があると思っております。

森田委員がおっしゃるように、学校外で起きているようないじめに学校はどこまで踏み込むべきなんだろうかということになってくるんですけれども、いじめの定義ということも今回入れさせていただいております。資料番号、ページでいくと具体的方策の改訂案のページ、3ページ、PDFでいくと5ページになるんですが、いじめの定義に明確に、第2条定義のところの四角囲みなんです、インターネットを通じて行われるものを含むというふうに書かれています。やはり国の定義としてこうなっている以上、学校もやはりしっかりと対応していくことが求められるのかなと我々は認識しているところでございます。

以上です。

○吉原教育長 よろしいですか

ほかにご質問、ご意見お願いいたします。

岩崎委員。

○岩崎委員 学校でのフォーマルな場面での対応は非常によくまとめられていると思います。

その上で1ページの子どもの声として、学校で行ってほしいことに「クラスの雰囲気をよくするために、学年やクラスでの交流会を企画してほしい」ということが挙げられています。学校のフォーマルな授業や学級運営の場面よりも、子どもたち自身が楽しかったり、共同で何かをつくり上げたりする体験の蓄積の上にいじめなどはなくなっていくと思われるところもあって、子どもたちの人間関係づくり、逆に言うと、先生のフォーマルな介入というよりは、子どもたち同士が仲よくなれるような遊び、そういったことに対する対応について検討されていれば教えてください。

○吉原教育長 統括指導主事。

○高丸統括指導主事 ありがとうございます。今おっしゃったフォーマルな授業以外のという場面、おっしゃるとおり、学校での学習の場面だけではなくて、心の触れ合いであるとか、そういったことは非常に大事な場所だと我々も認識をしています。

今回の基本方針においても改訂のところを見ただけであれば一番分かりやすいかと思うんですけれども、「すべての児童・生徒が安心できる学校風土を実現します」というのを一番最初に出してきたのは、まさに岩崎委員がおっしゃるところを我々も大事にしたいという思いからでございます。

現行のものがまさにいじめ防止ということでストレートなメッセージではあるんですけれ

ども、やはり根本としては、岩崎委員がおっしゃるように人間関係づくりというところで学級の遊びであるとか、様々な活動の中で子どもたち同士が安心できるという、そういうところをつくっていきたい。それを先生たち、子どもたち、また保護者の方々にもメッセージとして伝えるためにこういった形の改訂ができればいかがかということで提案をさせていただいているところでございます。

○吉原教育長 よろしいですか。

ほかにご質問、ご意見ございますか。

岸本委員。

○岸本委員 大変よくまとまっていると思います。具体的方策という文書名どおり、非常に具体的で、しかもその見せ方が大変良いというか、チェック項目があったり、ポイントを囲み出したり、恐らく現場の先生方が今日からどうしたらいいかのガイドになると感じています。

そうしたアウトプットの形への評価のみならず、国や都の方針を受けてだけでなく、児童のアンケート調査を行い、現場からも吸い上げているというプロセス、そして、そうしたプロセスを取ったよということをしっかり書き込んであるところも良いと思います。何か今後迷ったら、この最初に書かれているアンケート結果に戻って出発点に戻ることができる大変良い構造になっていると思います。

以上です。

○吉原教育長 ありがとうございます。感想ということでよろしいでしょうか。

ほかにございますか。

清水委員。

○清水教育長職務代理者 いじめについて考えていくときに、まず一番最初に考えていかなくちゃいけないというのは、児童・生徒が安心して、気持ちよく、そしてお互いよりよい関係を築きながら学校生活が楽しいと思われるような学級づくり、学校風土づくりをしていくということがすごく大事だと思っています。だから、そういう意味で方針1に書かれている内容はすごく大事ななと思っています。

さらにここから一步進めていくと、やはり子ども同士が安心して学んだり、生活したりできる学級とか学校づくりをしていく上で、大事なのはその手本となる大人、教師集団もそうですし、それから家庭、地域もそうなんだけれども、それがやはり手本となるわけだから、よりよい温かい信頼関係を持って子どもたちを見守っているんだよということまで伝わるといったことがすごく大事だろうなと思っています。

そういうことを進めていくときに、やはり基本方針もそうなんですけれども、細かいところの表現としては、やっぱり否定的な表現よりは肯定的な表現がいいだろうなと思っているわけで、その辺を反映できるところがあれば反映していただくといいかなと思っています。

例えば、方針4、「いじめを深刻化させない」という、このさせないという部分、意味はすごくよく分かるんですけども、もし違う表現で表現できたらいいかなんていうふうに思っています。

そして、いじめが起きたことというのは、次によりよい人間関係を構築していくチャンスでもあるんですよね。だから、いじめた側、いじめられた側というのがいると思うんですけども、それぞれがそのいじめということを通して、人間的に成長できるようにしていくという、そういう取組というのはすごく大事だなと思っています。

教育長通信の166号だったかなと思うんですけども、非常に肯定的な表現で、そして主語、主体が教師や学校なんですけれども、ああいった形の表現というのは私はとってもいいなというふうに思いました。

一応感想というか、考えですけども、以上です。

○吉原教育長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

森田委員。

○森田委員 結局、いじめがなくなっていくといいなと思っはいるところなんですけれども、できればぜひ、最近いじめをテーマに扱った漫画ですとか書籍もたくさんありまして、割と分かりやすく、読んだ人がすっとするということで、今、電子書籍を中心に非常に読まれているジャンルであるんですけども、そういうセンセーショナルな書き方がいいか悪いかは一旦置いておきますが、因果応報であるというのが分かりやすい本がたくさんあるので、できれば中学校の図書館などにおのおの入るといいなというお願いをしておきます。

以上です。

○吉原教育長 ありがとうございます。今のご意見も踏まえていただければと思います。

ほかよろしいですか。

教育委員の皆様から肯定的なご意見を多くいただいたかと思います。これからこの改訂の考え方を学校の現場の先生方にしっかりまず理解していただき、この方針がしっかり現場にとって役に立つというか、現場の支援につながるような形でやっていただきたいと思います。そういう意味では今後、さっきの改訂スケジュールでも説明ありましたけれども、校長会と

か現場の先生方にきちんと理解、周知を図るプロセスを大事にしていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、協議事項（１）につきましては、原案どおり、説明のとおり了承したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○吉原教育長 ありがとうございます。それでは、このように進めていただければと思います。

◎報告事項

○吉原教育長 それでは、次に報告事項に入ります。

報告事項（１）教育部業務状況報告（９月～１１月）分についてです。

それでは、説明をお願いします。教育企画課長。

○牛込教育企画課長 では、報告事項（１）、教育部業務状況報告についてご説明をいたします。

資料は事前にご覧いただいていると思いますので、説明は全般的にとどめます。

年度当初に定めた主要事業について、四半期ごとに進捗管理をしてございます。方針１から６までございますが、方針ごとに太枠内の状況説明、また成果と状況説明及び今後の取組について、ご質問、ご意見をいただければと思います。

説明は以上でございます。

○吉原教育長 それでは、この後、本件に関するご質問、ご意見をいただきたいと思いますが、方針ごとにお受けしたいと思います。

最初に方針の１、事業番号で申し上げますと、事業１から事業６までのところに絞ってご質問、ご意見をいただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

森田委員。

○森田委員 まず、事業１の開かれた学校づくりの推進等々というところなんですが、これは毎回お聞きしていると思うんですけども、恐らく開かれも何度も各学校で開催されてきているかと思うんですが、今年からやり始めた人も増えて、新しい開かれをというところで、何か目に見えて今までと変わってきているというところがもしあれば教えていただけたらうれしいです。

２番の部活動、これも今年の夏ぐらいからスタートしているところだと思うんですけども、どちらかという運動部の子たちの活躍ですとか、来年の大会とかあると思う

んですけれども、どういう活動がうまく回っているのか分かれば教えてください。

事業1からは以上です。

○吉原教育長 今回の2点の質問につきまして、統括指導主事。

○高丸統括指導主事 まず、開かれについて1つお尋ねがありました。

例えば、先日行われました本宿小学校の作品展なんですけれども、例年子どもたちの作品が非常にメインで飾られてはいたんですけれども、今回学校のほうからぜひ開かれの方々にも協力いただきたいというところで、地域の方々にも来ていただきまして、生け花を玄関のところに飾ったり、そこにさらにフォトスポットみたいなものを子どもたちがつくったり、あれもやりたい、これもやりたいということをつくっていったということが具体的な形としてあるかと思います。

実際、開かれの方々も協力したというところもあって、非常に手応えを感じていらっしやっただようので、当日午後ですか、ご覧になって、かなりいいものができたということで満足感を持っていただいたというところがあります。そういったところでそれぞれの学校で工夫されていらっしやるかなと思います。

そして、部活動のほうですけれども、こちらは学校に聞いているところだと、やはりこういった機会をつくることによって子どもたちが運動部に行くことができるのは非常にありがたいという話をいただいております。

懸念されることとしては、自転車での移動などもありましたが、今のところ先生たちからの報告でも特に課題は寄せられておりませんで、来年以降もこの拠点校方式でこういった場を確保するという点に関して期待されているものかなと我々としては捉えているところでございます。

○吉原教育長 よろしいですか。ありがとうございます。

ほかにご質問、ご意見ございますか。

清水委員。

○清水教育長職務代理者 事業の2の部活動です。生徒の充実した取組が行われているということは、地域の方々とか、そういった方々から耳に入ってきています。より一層充実した活動を進めてほしいと願っています。割と地域の方というのは、小学校も見ていますし中学校も見ていますわけなんです、小学校の児童とか保護者について、今、中学校の部活動がこうなっていますよというのがいい形で伝わるといいなと。

結構小学校で私立受験を考えている保護者や子どもたちって、もう3年生、4年生ぐ

らいからそういう取組を始めるわけですが、そのぐらいの子どもたちや保護者にも今、武蔵野市の中学というのはこういう取組をして成果を上げているんだという発信をしていくことが、公立中学に進学する子どもの数を増やしていくということにつながるのかなと思っていますので、ぜひそういった取組をいろいろな場面をお願いしたいなと思っています。

それから、事業の5ですけれども、五小の建築工事の入札が不調に終わってしまったということで、非常に残念だなと思っています。以前、一中のときも同じようなことがあったと思っているんですが、入札が不調に終わるとまた延びるわけで、その延びることによっていいことはないわけで、今回不調に終わってしまったのはどういう原因か教えていただきたいです。

あと、スクールバスについてなんですけど、井之頭小のスクールバスが井之頭小の南の道路から東の道路に入る時に、あそこって結構ガードレールもあったりして非常に狭い道なんですけど、大型バスが運行するのかなというふうに私は読み取ったんですが、この辺の安全性について何か問題はないのかな教えていただきたいなと思います。

○吉原教育長 ありがとうございます。部活動に関して、その小学校の保護者への発信についてはお願いということでもよろしいでしょうか。

では、その後の2点について、まず学校施設担当課長。

○田中丸学校施設担当課長 私のほうから五小の不調の原因のご質問に対してですが、今回、建築工事の入札をした中での不調になります。今回は理由は明確で、工事設計の金額に対して、業者さんが見積った金額がそれよりも高かった、要は設計金額との乖離があったというのが不調の理由になります。

理由は明確なので、すぐ補正をするという対応を内部的にははしてはしまして、次の3月議会に向けて議決をいただけるような形で進めています。

一応、令和10年4月開校をなるべくずらさないような形で内部的には調整しているところなんです。現時点ではそこまですりません。

以上です。

○吉原教育長 では、スクールバスに関して、学校施設計画担当課長。

○村越学校施設計画担当課長 井之頭小のスクールバスが、税務署の南側の道路から東側の道路に入っていくところについては、確かに大型バスの運行になりますので、バスが曲がる所はかなり難しい部分がございます。対応としては、ガードレールを少し両

側に広げさせていただいて、歩行者の安全も見つつ、バスがしっかりと回れるようにさせていただこうと思っております。

また、ここには警備員を配置をして、特に抜け道になっている道路でもありますので、そこはしっかりと安全管理をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○吉原教育長 よろしいですか。

清水委員。

○清水教育長職務代理者 そういうご配慮をされるということは非常にいいなと思っていて、一番いいなと思ったのは人がつくということですね。あそこを通る住民の方々もそうですし、中学生もきっと歩いて通ると思うので、そういった安全上の配慮をお願いしたいなと思います。

それから、今、建築工事費がどんどん上がっている中で非常にご苦労が多いかなと思うんですけども、やっぱり計画のほうでここまでに竣工してという予定が決まっているので、次はぜひうまくいくようお願いしたいなと思っております。

○吉原教育長 ありがとうございます。

ほかにご質問、ご意見ございますか。

岩崎委員。

○岩崎委員 事業3の不登校対策、不登校対応の充実の箇所です。今後の取組のところで、教育メタバース参加者の外出の機会の創出ということで、12月12日にそれぞれの会場で実際に参加できるイベントを実施すると書かれていますが、どのようなイベントを企画されるのか教えてください。

給食提供事業（スマイル給食）はとてもいい試みだと思っており、これにつながるようなイベントということですが、どのようなものか教えていただければと思います。

○吉原教育長 今のご質問につきまして、教育相談支援担当課長。

○志賀教育相談支援担当課長 教育メタバースにつきましては、昨年度に続き今年度が2か年目という形になります。昨年度の3市全体での事業者が報告をするような書類がありまして、そこで参加した保護者からの意見として、メタバースはとてもいい取組なんだけれども、なかなか外出の機会につながらないというようなご意見がありました。それを受けまして、今年度の新たな取組として事業者のほうから提案があったのが、こういったオンラインだけではなくて、実際に参加ができるオフラインといえますか、イベ

ントというような形になります。

これを参加をしている三鷹市、小金井市、本市、3市でそれぞれの会場に設定して、実際に集まってもらってイベントを行うということを今、企画をしております。

具体的には、今回、VRゴーグルを作ろうというような形で、段ボールの枠組みを使って、その中にスマホを入れてVRゴーグルを手作りで作ってみようというようなイベントを桜堤調理場で行うということを今、企画をしています。

この時間帯としては、12月12日が金曜日なものですから、ちょうどスマイル給食を実施する日なんですね。それが12時からスマイル給食が始まりますので、その前の11時から12時の間でこのVRゴーグルを作るイベントを行って、参加してくれる子どもたちもしいれば、その後の給食もありますよというような形でご案内をして、スマイル給食自体の周知を図ることによって、このイベントが終わった後もスマイル給食を利用してもらえるような取組としたいというふうに考えております。

以上です。

○吉原教育長 岩崎委員。

○岩崎委員 あくまで参考なんですけど、茨城県笠間市の教育長と大洗町の教育長が不登校対策に非常に力を注いでおり、その一環として大洗港に停泊しているフェリーを借りて、不登校の子たちを対象にした宿泊イベントをしたんですね。研究者の知人が深く関わっていたので、私はその知人のお供でお手伝いに行きました。30人ほどの不登校の子どもたちが参加し希望する保護者も一緒に乗船しました。フェリーの中では茨城高専の方が物づくりのブースを造ったり、茨城県の各市町村の教育委員会から社会教育主事が出て、TV番組の「逃走中」（鬼ごっこ）の企画をしたり、大学生が集団遊びの企画をしたり、さまざまな企画のブースがフェリーの中で行われており、子どもたちは夜遅くまで好きな部屋や場所に行って参加して遊ぶというものでした。一番人気だったのは私の知人が担当した「セラピードッグ協会」と一緒にやったセラピードッグのブースだったんですね。

犬に対する好き嫌いはあるとは思いますが、生き物、あるいは農作業などで土や植物に触れるといったことは、人工的な空間であるメタバースを補完するものかと思いき、五感に訴えるような企画があるとよいと感じた次第です。今後、何かを企画する際の参考として、今回のフェリーでの宿泊事業では不登校の子どもたちは五感を伴うことのほうが喜ばれたということをお伝えしておきます。

○吉原教育長 ありがとうございます。情報提供と、そしてまた、12月12日の会に対してご意見いただきましたが、担当から何かありますか。

教育相談支援担当課長。

○志賀教育相談支援担当課長 ありがとうございます。今回の教育メタバースのイベントに関しては期限が12月19日までとなっておりますので、難しい部分もあるかなと思いますけれども、委員おっしゃるとおり、五感に訴えるようなものというのは効果的だということはこちらでも認識をしております。

なので、例えば本市の居場所の施設であるチャレンジルームでは、農作業とまではいかないですけれども、チャレンジルームの外にいろいろ野菜を植えたりですとか、それを育てて収穫をしてというような取組もやっていますし、例えば芋掘り体験みたいなものもやっておりますので、そういった自分の手を使って五感に訴えるような取組というのは重要だと思っていますので、ここは何らかの機会にそういったものも取り入れていけたらと考えてございます。

以上です。

○吉原教育長 よろしいですか。

ほかにございますか。

岸本委員。

○岸本委員 細かいところの質問で恐縮です。事業1、2の今後の取組のところ、地域の教育力事業の予算の執行状況という数字があります。これは後ほどの事業3でも出てくるんですけれども、この数字はどのように評価したらよろしいのでしょうか。少し前のめり過ぎていたりとか、あるいは着実であるとか、それについて教えてください。

○吉原教育長 ありがとうございます。地域の教育力事業の予算の執行状況に関して、指導課長。

○荒井指導課長 予算の執行状況ですけれども、数字としては着実かなというふうに考えております。

例えば、事業1のところの今後の取組の数値を見ていただいて、令和6年度との比較をお願いしたいのですが、昨年度、小学校で21.1%、4月から6月までのスタート時と言えそれまでなんですけれども、スタートからやはり地域としっかり連携をしてほしいというふうに考えているわけで、2割程度というのはちょっとスタートとしては遅いかなというふうに考えていたところですが、今年度は28.7%まで上がっています。

ですので、年間を通じて安定的にという意味では、今年度のほうが状況としては良いかなと、このように考えているところでございます。

○岸本委員 ありがとうございます。その見方が理解できたと同時に、良い報告を受けました。ありがとうございます。

○吉原教育長 ほかによろしいでしょうか。

じゃ、先に進めたいと思います。

続いて、今度は方針の2、事業番号は7から9までですね。7、8、9についてご質問、ご意見をいただきたいと思います。

森田委員。

○森田委員 では、9番、長期宿泊体験活動の実施というところなんですけれども、1月24日に教育フォーラムがございしますが、その内容がこちらの恐らくセカンド関連ということになったんだなというふうに思っています。

SNSを使って広く参加者を募るというふうに書かれてあるので、本当に各校からできればちゃんと保護者が来てくれて、いろんなお話ができるといいなと思いますし、僕は家も近いので、ぜひ行って後ろのほうから何か話をしたりしようかなというふうに思っています。

どこかの段階である程度今何人ぐらい募集がありますとかというのがもし分かれば、またPTAのほうとかでも回してもらいように働きかけもできますので、いいフォーラムになるといいなというふうに思っています。よろしくお願いします。

○吉原教育長 ありがとうございます。

指導課長。

○荒井指導課長 1月24日の教育フォーラム、ご指摘のとおりセカンドスクールということになっております。セカンドスクールは30周年ということで、この区切りを考えました。第一次案内の段階で、11月末の段階でしょうか、この段階でお申込みは40名弱ということで、順調な滑り出しかなと思っています。何とか多くの方にセカンドスクールの様子を知っていただきたいと思いますし、持続可能なセカンドスクールの在り方について、会場の皆さんと協議ができる形にしていきたい、このように考えております。

以上です。

○吉原教育長 よろしいですか。

ほかにご意見、ご質問お願いいたします。

岸本委員。

○岸本委員 事業8の状況説明について、より詳しく教えてください。②の発達検査の実施件数が112件、この検査を実施した何か印象であるとか、そこから得られた感触があれば教えてください。

○吉原教育長 教育相談支援担当課長。

○志賀教育相談支援担当課長 発達検査の実施の件数に関してでございます。昨年度までは教育支援課の教育支援センターのほうで教育相談員ですね、学校に派遣してスクールカウンセラーも行っている相談員なんですけれども、その職員が発達検査、いわゆる知能検査を行っていた状況がございました。

ただ、スクールカウンセラーも兼ねて働いておりますので、なかなかその検査業務だけに取り組むということが難しいので、検査の結果が出るまでの時間がかかってしまうという課題がありました。そこで今年度から市役所にその業務を移して、発達検査を専門に行う心理士の職員と、あとはその就学相談を行う心理士を配置をいたしまして、市役所のほうで主にこの発達検査の業務を行うというような形にしております。

10月31日時点での件数は122件なんですけれども、教育支援センターのほうでは教育相談に関わるような知能検査、発達検査も行っておりますので、件数に関しては一概に比較はできないんですけれども、感覚として昨年度よりも件数は増えているのかなというような感覚ではあります。

こちら、市役所に移した効果についてなんですけれども、昨年度までに比べて保護者の方がお子さんを連れて相談に来て、検査を受けてからその結果をお返しできるまでにかかる期間というものは短縮をできているという効果があったと認識しております。

以上です。

○岸本委員 ありがとうございます。今年度からの変化によってより機動性が増し、スピード感が出て、必要な方に寄り添った運用ができていることが理解できました。

○吉原教育長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

清水委員。

○清水教育長職務代理者 事業の7、安心できる学校・学級風土づくり、これは先ほどのいじめの基本方針にも関わることで、とても大切なことだと思っています。児童・生徒の自己肯定感を醸成していく、豊かな心や温かい人間関係を伸ばしていくということ

は、学校教育において本当に基本的なことで、とても大切なことなので学校で進めていくということはぜひやっていかなくちやいけないことなんです、学校教育の場だけで完結するものではないと私は思っています。だから、保護者がこういったことに関わっていく、どういうことかという、具体的に言えば、子どもたち、友達だとか、それから学校に対して肯定的で温かい言葉を使うことによって子どもというのはそこからやはり居心地のいい、お互いをリスペクトし合うような、そういった関係づくりができるようになってくるのかなと。

だから、学校でできることは進めていく、なおかつ保護者が学校を見たときに、ああ、こういうことが大事なんだなというような姿をつくっていくというのも大事なんだけど、発信も大事だと思っています。例えば、校長先生が年度初めに保護者に対して話をする中に入れていくとか、それから教員同士が挨拶をする、子どもにも挨拶をする、そして保護者にも挨拶する、表情も笑顔でとても非常にフレンドリーであるなという、そういう学校の姿の変化なんかを保護者が見ると安心するし、そういう見方をするようになってくるのかな。親がそういう見方をすると、子どもたちもやはり変わっていくだろうなということを考えています。

ですから、いろいろな形で発信していけるといいなと。これはお願いですけれども、教育長も教育長通信、とても発信力あるので、ああいうところでもまた触れていただくとありがたいなと思っています。

以上です。

○吉原教育長 ありがとうございます、頑張ります。

今のご意見もぜひ受け止めさせていただきます。

ほかにございますか。

それでは、次に進みます。

今度は方針の3ですね、事業番号が10と11、事業10、そして事業11についてご質問、ご意見お願いいたします。

清水委員。

○清水教育長職務代理者 まず、事業の10ですけれども、武蔵野市民科の充実というのが最近感じられるようになってきたというのは、各学校が時間を経て、大分その学校独自のカリキュラムの中でよりよい教育ができるようになってきたことだというふうに捉えています。これで終わりにするのではなくて、さらに次のステップを期待しております。

それから、事業の12、サイエンスフェスタですけれども、これは来場者はもちろんですけれども、サイエンスクラブの小学生や五中生、それから、いろいろなブースで指導する大人たちも非常に楽しそうに参加していた姿を見ました。

さらに言うと、これに参加した指導主事の先生たちもにこにこした表情で楽しそうに子どもたちやお父さんたちに語りかけている姿を見て、とてもいい取組だなと感じたわけですね。

よく学びおくりというのがここでも話題になりますけれども、そういったことがこのサイエンスフェスタでは十分機能しているなというふうに思っていますので、この取組はこれからも大事にしていただきたいと思いますと思いました。

○吉原教育長 ありがとうございます。

市民科の取組、各校で今、いろいろ工夫してきていただいているということですが、市内の小・中学校に関して市民科の取組に関してもっとPRというか、発信というか、そういう取組も必要じゃないかと思いますが、事務局はそれに関して何かどうですか。統括指導主事。

○高丸統括指導主事 ありがとうございます。それぞれの学校の取組、本当に個性というか、地域性というところも非常に生きてきている形ができていると思いますので、教育長がおっしゃるとおり情報交換して、さらにブラッシュアップということは我々もしていきたいと思っていますところでございます。

具体的などころでいきますと、この12月、第五中学校で行われます市長への提言、この場を今回の市民科カリキュラム推進委員会の第2回として設定しております。学校の代表の先生たちに集まっていただきまして、授業の視察はもちろんですが、自分たちの取組のこの2学期の振り返りというところでも情報交換をしっかりとしていきたいと思っています。

そういったところを我々も、どういったことを各学校がやっているかということについてまたこの発信というところでしていきたいと思っています。

○吉原教育長 ぜひよろしくをお願いします。

ほかにご質問、ご意見ございますか。

森田委員。

○森田委員 番号、11番ですね。教員のやりがい支援というところで、状況説明の中に、9月、10月にかけて、若手教員をはじめとした事業支援を30回行ったと書かれています。

30回ってなかなかすごい数だなと思うんですけども、この30回の事業支援を経て、指導主事から見た、こういうところが良くなったなどのお話が聞けたらうれしいかなと思います。

○吉原教育長 じゃ、事業支援についてももう少し細かく、具体的に成果等をお願いします。
統括指導主事。

○高丸統括指導主事 ありがとうございます。今回、事業番号でいくと11の状況説明の②のところに書かせていただいています。初任者研修と中堅教諭の研修を合同で開催するというを行いました。初任者からすると中堅、いわゆる10年目ぐらいの先生方なんでしょうけれども、そういった方々から具体的なアドバイスをもらえるということで、自分たちのあしたの授業に生かせるアイデアをもらえて勉強になったという声もいただいています。また、中堅の先生たちからすると、自分たちが教えるとか、レクチャーするというのも大事なんだということに気がついたということで、自分自身の授業の振り返りにもつながったという意見をもらっております。

結果として、若手からすると、自分自身の授業の振り返り、中堅からすると自分の授業、さらには学校全体の授業に対しての視点を今回これで行うことができたかなと思っております。そういったところで指導主事が3名いますけれども、それぞれ手応えを感じて今回しているところでございます。教育アドバイザーにも様々協力をいただいているところでございます。

○吉原教育長 よろしいですか。ありがとうございます。
ほかによろしいでしょうか。

次に、方針の4、事業番号12から14ですね。12、13、14について、ご質問、ご意見よろしくお願ひいたします。

岩崎委員。

○岩崎委員 事業12と13についてですが、事業12の「学びをおくる生涯学習社会の推進」について質問と意見になります。

武蔵野市は、学校教育に関しては指導主事の方が手厚く配置されていて、積極的に良い教育を推進されていると思いますが、残念なことに生涯学習領域に関しては、社会教育主事といったような核となる専門職がないために、学校教育に沿った生涯学習の施策はあるものの、成人向けの施策についてもより力を入れていただいても良いのかなと思うところです。

そこで、事業12の「学びをおくる」生涯学習社会の推進において、サイエンスフェスタはモデルとして良い学びおくりのものではありますが、それ以外に、例えば読書会とか地域歴史の研究会とか、そういった市民からの学びのニーズを吸い上げて組織化するような取組を期待するところです。

そこで、質問は、どのような人が専門職的にこういった大人の学びを組織化する核になるのか、そういったアイデアを創出するような機会や場面をどのように設定しているかについてお伺いしたいと思います。

○吉原教育長 今のご意見とご質問について、生涯学習スポーツ課長。

○大杉生涯学習スポーツ課長 学びおくりについてのご質問、ご意見いただきましてありがとうございます。サイエンスフェスタは、まさにそのモデルになっているということで、今後も継続をしていきます。

今後、今も行っているところではあるのですが、市民の方の生涯学習事業だと子ども文化に関する事業というものに対して補助金を出して推奨しているというところがあります。その市民の方に補助金を出す場合において、社会教育委員にご意見いただきながら、プロポーザルをしてその内容を審査するとか、実際に行っている場に視察に行くなどしています。

今後、来年度以降の話としましては、特に学びおくり合いのほうにフューチャーしまして、少し補助金全体の金額の構成を変えまして、学びおくり合いをする活動、例えば何かを人に教えとか、何か自分がクラブで学んだことを教えていくといったような、1つの事業につきまして上限5万円の補助金ということで、気軽に申し込めるような制度設計にしまして、学びおくり合い補助金——仮称ですが——を設定します。それに関してはより簡単で申込みしやすように、例えばインターネットのL o G oフォームとかで申込みできるような形で整備をしようとしているところです。

なので、助言をしていただくという意味で言うと、社会教育委員と毎回会議で生涯学習事業に関する議論をすすめており、また、我々職員としても研修を受けるなど勉強しながら進めていきたいと考えているところです。

以上です。

○吉原教育長 よろいですか。

○岩崎委員 意見になりますが、学びおくりというと大人が学んだことを大人同士、あるいは大人から子どもへ行うことを想定されるかもしれませんが、実は子どもから大人

が教えてもらえることも多く、ICTなどは子どものほうがわかっていたりする場合があります。高齢者などで電子化の中で行政サービスがうまく使えないと不利益をこうむりますので、子どもから学びおくりをしてもらうことが有益な場合もあります。大人の教育に関しても柔軟に学びおくりの設定をしていくことも必要ではないかと思うところです。

以上です。

○吉原教育長 ありがとうございます。今のご意見につきましてはどうですか。

生涯学習スポーツ課長。

○大杉生涯学習スポーツ課長 ありがとうございます。直接的に子どもたちや、少し若めの方たちが講師になって、パソコンの使い方を高齢の方に教えるとか、そういった事業も今後考えられるかなと思います。

また、学びおくりという意味でいうと、教えることも学びにつながるというか、例えば指導することによって、子どもを指導することによって子どもから学ぶこともあると思いますので、それも学びおくりに含まれるかなというふうに私も考えておりますので、今後引き続き進めていきたいと思います。よろしく申し上げます。

○吉原教育長 では、岩崎委員のご意見受け止めさせていただきますが、よろしいですか。

○岩崎委員 はい。もう一ついいですか。

○吉原教育長 どうぞ。

○岩崎委員 事業13のスポーツですが、素人ながらスポーツはすると見ると支えるという側面があるとよく伺います。学校での見る機会は多く設定されているんですが、同様に市民がスポーツを見るという機会や場面はあるでしょうか。あるいは、市民が市の中のスポーツを支えるという場合、どんな取組が想定されるのでしょうか。

○吉原教育長 今のご質問について、スポーツ推進担当課長。

○茂木スポーツ推進担当課長 見るスポーツに関しては、陸上競技場等で開催するJFLの試合ですとか、ラグビーの試合等観戦、こういったPRも多々行っているところがございます。

また、支えるについては、スポーツ推進委員を通じて地域でのスポーツ推進活動等をPRしていく活動も行っております。地域の皆様がスポーツに参加していただけるよう啓発しています。

○吉原教育長 いかがですか。

○岩崎委員 門外漢ですが、このスポーツを支えるというところが重要かと思っております。市民がそれぞれ当事者意識を持って支えるという行動への道筋のために、積極的に取り組んでいる事業はありますでしょうか。

○吉原教育長 今の点につきまして、スポーツ推進担当課長。

○茂木スポーツ推進担当課長 スポーツをしましよという啓発や取組はなかなか参加しづらいというご意見をよくいただきます。特に障害をお持ちの方は、スポーツ施設に来館することが難しい場合が有ります。身体を動かしてみようというきっかけづくりとなる様々な教室を指定管理者で展開しています。

また、スポーツ推進委員によって日曜日の午後に小学校校庭、体育館を開放する市民スポーツデーを開催し身体を使った遊びの見守りやニュースポーツの紹介等の事業において現場でのスタッフとして市民の方が関わっていただくことやスポーツフェスティバル等のスポーツ推進委員が主体となって行う事業にボランティアとして協力していただくことも実施しております。身体を動かしていただくこと、スポーツ施設を知っていただくこと、このような取組と啓発も実施しています。

○吉原教育長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、次に方針の5、これは事業の15ですね。これについてご質問、ご意見があればお願いいたします。

特によろしいですか。

じゃ、次にいかせていただきます。

方針の6ですね。事業16と事業17、この2つにつきましてご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。図書館、読書活動ですね。

岩崎委員。

○岩崎委員 事業の17の子どもたちの読書活動の推進です。多分事情がおありかと思いますが、「図書館を使った調べる学習コンクール」というものが各自治体を中心に行われており、杉並区では済美教育センターが中心になって学力向上を視野に入れて主体的に行い、1,000以上の応募総数があるようです。武蔵野市は市としての参加はないようですが、これは、いろいろ他の活動が充実しているので参加しないのでしょうか。

○吉原教育長 図書館長。

○森本図書館長 調べる学習コンクールのことについてご質問ですけれども、岩崎委員からも先日ポスターをいただきまして、館内には掲示させていただいたところです。市と

してその取組状況ですが、図書館長で組織をする多摩の図書館長協議会というところがありまして、その中でも話題に上る話ですけれども、各市で本事業に対応している自治体があることは認識をしております。割と対応が分かれていて、参加している自治体とそうでない自治体があるというような状況です。

本市では本コンクールに参加していないという状況ですけれども、理由としましては、岩崎委員ご指摘のとおり、同時期に他の事業を行っているというところが一番大きな理由でして、なかなか他の事業に手を出せないというところが現状です。調べる学習コンクール自体は全国組織、本部のほうにそれを送れば対応してもらえますので、それはそれで広報させていただいて、もし提出のご希望が寄せられればそこはつないでいきたいというふうには考えているところですが、現状他の事業、特に子ども図書館文芸賞とか、あとは、夏季なので、としょかんこどもまつりですとか、なかなか図書館としては繁忙期なところがありまして、他の本コンクールを実施している図書館のお話を聞きますと、やはりそこにエネルギーがかかってというのは漏れ聞いているところですので、今後の事業の組み立て方なども考えながら、状況に応じて本コンクールへの参加についても考えていきたいと思っております。

以上です。

○吉原教育長 よろしいですか。ありがとうございます。

ほかにございますか。

岸本委員。

○岸本委員 事業17の子どもたちの読書活動の推進の今後の取組の2の学校図書館の機能向上に関する支援、これは、ここの文言に関する質問ではなくて自分の夢みたいな話なんですけれども、学校図書館、この間訪問してとても充実しているし、これを保護者の人が見たらすごく保護者自身が読みたくなるような本が多そうな、懐かしい昔からの名作を多く感じました。何かその保護者を学校図書館と巻き込むことによって、よりその子どもたちの読書を推進できないかと思うことが1つと、あともう一つ、子どもたちの読書推進はとても大事だと思うと同時に、それが大人になってからも継続していくということが非常に大事だと思っています。

いろいろな調査がありますが、子どものときは読むけれども、大人になってから本を月に何冊読みますかみたいな数字が下がるという傾向が日本全体にあるので、何かその保護者、学校図書館を巻き込むことによって子どもも大人も読書に親しむようになる、

親の本を読む姿が楽しそうだなと思って子どもが読むというような、そして、大人も今度は、じゃ、市の図書館に足を運んでみようというような、何かそういった連携が事業の17を拠点に今後生まれてくればなと夢想しております。

以上です。

○吉原教育長 ありがとうございます。保護者と学校図書館を結びつけるってかなり私も大事な視点だと思います。

指導課長。

○荒井指導課長 夢想という言葉をお使いなっただけですけども、それは全ての教職員の思いです。特に学校図書館に関わっている教職員としては本当にそういった形になるといいなというふうに考えています。今、様々なボランティアの方が、主に小学校低学年なんかに向けて読み聞かせなどで学校に入るという場面も定着してきていますので、これが中学年、高学年と広がっている学校もありますし、そういった取組については学校図書館の担当者連絡会などで今後も共有して、広げていけるものと考えております。

○岸本委員 ありがとうございます。夢想を共有していただけることが大変うれしく思うと同時に、既に取組が始まっていることを心強く思います。

○吉原教育長 ありがとうございます。ほかよろしいでしょうか。

たくさんご意見をいただいてありがとうございました。

それでは、この報告事項につきましては了承されたものといたします

次に、報告事項（2）です。家庭における学習者用コンピュータの活用に関するアンケート結果についてです。

それでは、説明をお願いします。統括指導主事。

○高丸統括指導主事 では、私から家庭における学習者用コンピュータの活用に関するアンケート結果について報告をいたします。

この調査は、家庭における学習者用コンピュータの活用状況の実態を把握しまして、次期端末の設定等に反映させるものでございます。前回は令和5年度に市の学習者用コンピュータの活用指針を策定する際に行っており、その比較という観点からも今回報告をさせていただきます。

特に着目をいただきたいのは、表面の間4、資料の下部のところにありますけれども、間4、家で学習者用コンピュータを使うときに、おうちの人と約束はありますかという質問でございます。こちらは全学年で令和5年度に行った調査のときよりも約束がある

と答えている割合が大きく向上していることが見て分かると思います。

右に行きまして、約束がないと答えた子も4割近くまだいるはいるんですけども、この約束がないと答えた子の主な理由を見てみますと、約束がなくてもちゃんと使えているという子が半数近くおります。

さらに、その右、参考で示しておりますが、家庭で学習者用コンピュータを使うときの約束がないと答えた保護者の方の70%以上の方々がその使い方について満足している、やや満足しているというふうに答えております。こういった観点からいきますと、おうちの中での約束づくり、あるいは約束がなかったとしてもちゃんと自律的な活用が進んできているのかなと我々としては感じているところでございます。

裏面にいきまして、問いの6ですね。今お話しさせていただいたところをもう少しさらに見ていきまして、約束は守れていますかという質問に対しまして、どの学年も90%以上は守れている、あるいは大体守れているというふうに答えております。

少し下のほうにいきまして問いの7。では、約束に関して振り返りをしているかというところでございますが、こちらにつきましても、70%以上の子たちが何らかのタイミング、毎月、あるいは学期に1回、1年に1回等のタイミングで何かしらの振り返りをしているということが分かります。こうした結果を踏まえますと、子どもたち自身も、ただ約束をつくるというところで終わるのではなく、それがしっかり自分で守っているかどうかということ振り返り、自律的に、自分を律するという形での自律という意味での活用が促進されているのかなと我々としては捉えているところでございます。

なお、問いの9、一番最後のところでございますが、武蔵野市の公立小・中学校がデジタル・シティズンシップ教育を推進していることを知っていますかについて、こちらを保護者にアンケートを取ったところ、よく知っている、やや知っているの割合は、前回の調査よりは向上してはいるんですけども、やはりまだ30%程度ということで、さらなる発信というものが必要なというふうに我々としては捉えているところでございます。

以上が結果となりますけれども、子どもたちにつきましては、引き続き日常生活において、学習者用コンピュータを自律した活用ができるよう、使用に関して約束について対話を通じてつくる、定期的に振り返る、家庭における適切な活用ということを学校とともにまた促していきたいと思っております。

また、保護者の方々、デジタル・シティズンシップ教育の理解がまだまだ浅いという

ところもございますので、啓発の具体といたしまして、今回の内容を含めました情報モラルの向上に関する内容について、学習者用コンピュータの通信を特別号という形でこの12月に発行いたしまして、年末年始の家庭での適切な活用を促したいと考えています。

私からは以上です。

○吉原教育長 ただいまの説明にご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

岸本委員。

○岸本委員 ご説明ありがとうございます。とてもよく分かりました。家庭における学習者用コンピュータの活用状況が非常に自主自立的な姿が見えてきて安堵しました。最後にご報告いただいた考察は、まさしくそのとおりと受け止めています。アンケート結果を受けての今後の啓発という方向性も理解できました。

そして、この調査目的のところにある次期端末の設定というところなんですけれども、今、結果から啓発までは分かったんですが、その先の設定というところでどうつながるのかがまだ私、理解できていません。

というのも、多分私がこの設定という言葉の意味するところをよく理解できていないのだと思います。その機械上の何か設定なのか、それとももっと使い方の大枠みたいな設定なのか、このアンケート結果から調査目的へのつなげ方について教えていただけますでしょうか。

○吉原教育長 今のご質問について、統括指導主事。

○高丸統括指導主事 説明が足りず申し訳ございませんでした。次期端末の設定というところなんですけれども、いわゆるこの学習者用コンピュータを使う際のルールみたいなものが今後必要になるだろうかというところで、例えば、ほかの自治体になりますけれども、学習者用コンピュータ等でインターネットにつなげる時間等を制限するみたいなこともあったりします。ただ、本市の現状として子どもたちは約束をしっかりと守ろうとしている、また、そこについて振り返りも自分たちでしようとしている、これまでも自律的な活用というところで本市は特別何かルールを設定する、いわゆる時間を制限するような活用というところはしてこなかったというところがあります。こういった現状を踏まえるならば、大きな変更は必要ないのではないかということで今、指導課の中で話をしているところでございます。

○岸本委員 ありがとうございます。私の理解不足を補ってください、お礼申し上げます。

○吉原教育長 ありがとうございます。

ほかにご質問ございますか。

岩崎委員。

○岩崎委員 先ほどの主要事業の報告にありました「ミライシード」についてお伺いしたく思います。今回の家庭における学習者用コンピュータ設定の話につながりますが、「ミライシード」を使うことを決定された場合に、積極的にこの学習者用コンピュータを学校の場面以外でも、家庭でも使うとの理解で正しいでしょうか。

そうすると、この学習者用コンピュータを家庭である程度の時間を使ってドリル等をやるとの想定の下に、子どもたちが何時間か学校以外で使う時間を想定をすることになりますが、その時間的な想定や設計はどうされているのかということと、保護者も「ミライシード」導入に伴っていわゆるデジタルスキルがあることが連絡事項などのやり取りなどに必然になると思いますが、保護者対応を「ミライシード」導入に際し、どう考えているのかを教えてください。

○吉原教育長 2点ご質問いただきましたが、統括指導主事。

○高丸統括指導主事 ありがとうございます。おっしゃるとおり、ミライシードの活用を今後考えているところでございます。岩崎委員がおっしゃるように、ミライシードですと、子どもの習熟度に合わせた問題の展開ということができていきますので、そういったものを活用して、今までいわゆるドリル教材と言われるような紙で使っていたものをこういったほうに転用して、しっかりと子どもの実態に合わせた形でやれるようにしていきたいというところはございます。そのために教育観の転換というんでしょうか、校長先生方、管理職の先生方やICTの推進リーダーの方々にもこのミライシードの研修をまずはこの秋、受けていただいたというところでございます。

ですので、おっしゃるように、このミライシードを使って子ども一人ひとりに応じた活用ということを今後、家庭でもお願いしていきたいと考えているところでございます。保護者の方が一定ドリル教材であるとか様々ご負担かけているというところもありますので、やはりこういった教材の活用を促していければと考えているところでございます。

そして2つ目、保護者との連携でございますが、現在のところ校支援という、また別のものを使ってのやり取りという形になっております。様々なツールが乱立することによってやり取りの難しさは出てくるかと思えますけれども、1つ懸念されることとして、子どもが画面上だけでやって、一体何をやっているのか分からないというようなことは今後考えられるかと思えますので、そのあたり、実際保護者の方々と学校とでしっかり

とコミュニケーション取っていただくというところは、多分それは紙であったとしても変わらないと思いますので、引き続きしっかりと促していきたいと思うところでございます。

○吉原教育長 よろしいですか。

それでは、森田委員、お願いします。

○森田委員 2枚目の質問6ですかね。約束は守るといいますか、僕の体感値だとこんなことは絶対ないだろうなと思うんですが、三千何人の回答数から90%を超えるということは本当にそうなのかもしれないなと思っているんですけども、こういう結果が出たのは非常に良かったなと思います。これを受けて各ご家庭にこういう結果が出ているよというところで、家庭内でまたさらに話し合うきっかけになっていくといいのかなと思いますという意見です。

○吉原教育長 ありがとうございます。

清水委員。

○清水教育長職務代理者 いっぱい円グラフが出てて、色分けしてあって分かりやすいなと思いました。この円グラフを見て、児童・生徒と保護者の間にそんなに感じ方の差がないんだなということ、それから、全体的なその文言を見て、やはりいい方向で進んでいるなということを感じています。これをずっと見てきた中で1つ気になったのは、問9のこれから学習者用コンピュータに関連して学びたいことは何ですかというところで、児童・生徒の2番と保護者の1番は、SNSとか犯罪に巻き込まれないようにすることというようなことが挙がっているわけですけども、学校公開なんかの場面で学校は時々こういったことに取り組をしているんですね。

私、かつてある学校で見たことがあるんですけども、講師の先生のお話を伺っていて、この内容というのは、もしかしたら保護者が期待しているのとちょっとずれているかなというようなことがありました。ですから、ぜひ学校でこういうことを計画するときには、事前に保護者からどういうことを知りたいのかとか、そういったアンケートを取って実施していくことによって、こういった不安が減っていくのではないかなと思いますので、何か機会がありましたら、そういったこともお伝えいただきたいと思います。

○吉原教育長 ご意見ありがとうございます。受け止めさせていただきます。

この報告事項に関してはよろしいですか。

森田委員。

○森田委員 SNSでだまされない、犯罪に巻き込まれないというのは興味があるというのは非常によく分かって、いいことだなと思うので、もしカリキュラムの中に入るのであれば、学習者用コンピュータを使っているときに踏んではいけないものを踏ませてみて、良くないんだぞというのを教えるような、コロナ中に私が勤めている会社でも全員に東京オリンピックのチケットが当たりますというメールが来まして、それを開いてグーグルフォームに送った人は全部アウトということで、その後、何人かが引っかかりましたみたいなこともありました。ちょっとゲームっぽいことにはなるかなと思うんですが、子どもたちの間にそういうことがあってもいいのかなと思いました。

以上です。

○吉原教育長 貴重なご意見ありがとうございます。

ほかによろしいですか。

それでは、この報告事項につきましては、了承されたものといたします。

次に、報告事項（3）チャレンジクラスの設置申請についてです。

それでは、説明をお願いします。

教育相談支援担当課長。

○志賀教育相談支援担当課長 それでは、私のほうからチャレンジクラスの設置申請についてご報告をいたします。

こちら、前回の定例会でも申請を予定してありますとご報告をいたしましたけれども、今般、東京都の教育委員会から11月4日付で新規募集について通知がありましたので、11月14日付でチャレンジクラスの認定の申請を行いました。今後、東京都教育委員会で審査が行われまして、来年の2月以降に正式な決定通知が発出される予定であると東京都の担当者からは聞いている状況でございます。

チャレンジクラスは、来年4月の開設を目指しておりますので、本市に限ったことではございませんけれども、来年度開設するほかの区市においても同様ですが、都の決定を待たずに生徒の募集等の準備作業を行わざるを得ないというような状況にあることが課題になっております。

開設の詳細については現在検討中でございますけれども、本日は概要と今後のスケジュールについてご報告をいたします。

それでは、資料に沿ってご説明いたします。

資料の1、概要でございます。チャレンジクラスは、学びの多様化学校の東京都形態

の一つでありまして、不登校の生徒を対象として、東京都が認める場合にその実態に配慮した教育を実施する中学校の学級のことをいいます。チャレンジクラスの認定を受けますと、東京都から在籍生徒数に応じた加配教員の配置やチャレンジクラスを設置する際の学習環境整備費の補助を受けることができるものとされております。

2番目が目的でございます。不登校生徒が安心して学校生活を送ることができるようなゆとりある生活時程を実現し、一人ひとりの生徒の状況に応じた支援を行うことを目的としております。

ここで参考までに、今まで本市で様々やってきました居場所支援ですとか、あとは国の学びの多様化学校との違いについて記載をさせていただいております。

まず、学びの多様化学校との違いでございます。チャレンジクラスは、学びの多様化学校とは異なりまして、既存の学校施設を活用することで財政的な負担を抑えることができるところがメリットとされてございます。また、学びの多様化学校には分教室型というものもありますけれども、分教室型の場合には本校と同一の建物には設置できないという決まりがございます。

それに対してチャレンジクラスは、原則として本校と同じ建物の中に設置できます。そのため利点としては、チャレンジクラスの教員とチャレンジクラス設置校のほかの教員が連携をしたりであるとか、チャレンジクラスの授業で設置校の施設を活用したりすることができるというところがございます。

次に、校内別室をはじめとする居場所支援との違いでございます。校内別室では、支援員等が見守り等を行っておりますけれども、チャレンジクラスには正規の教員が配置をされまして授業を行うことができます。そのため、不登校生徒の自学自習を主とした校内別室での居場所支援に比べまして、チャレンジクラスでは不登校生徒の学習内容の定着をより一層図ることができるというところが利点だと認識をしてございます。

次に、開設予定年月日、設置校及び学級数でございます。

開設は、令和8年4月1日を予定しております。学校は、第五中学校に3学級開設することを予定してございます。

ここで、第五中学校を選定した理由でございますけれども、第五中学校を建設する際に、ある程度大きく余裕を持った造りとさせていただきましたので、教室の確保がしやすかったというところがまずございます。また、五中の造りの特徴でございますけれども、チャレンジクラスに通う生徒がほかの生徒になるべく会わないように、ほかの生徒

と違う動線ですね、出入口や移動経路を使うことができる造りになっているというところが今回、第五中を選定した理由となっております。

4番目が対象生徒でございます。こちら記載のとおりでございますけれども、武蔵野市立学校に在籍または武蔵野市在住の児童・生徒で以下の（１）、２ページ目お願いします、（２）に該当する児童・生徒が対象となっております。

5番目が主な特徴でございます。特徴は大きく３点あるかなと思ひまして、記載をさせていただきます。

1つ目が新しい環境での学びで、生徒の別の環境で学びたい気持ちを支援するというところが特徴になっております。この場合において、第五中学校以外の中学校区に在籍する生徒も入級することができますけれども、転校の手続が必要となっておりますので、次に記載した入級手順においてある程度慎重な手続を取っているというようなことになってございます。

特徴の2番目が、教員によるゆとりある授業、少人数の環境の中で正規の教員が授業を行います。生徒の状況に合わせ、1日4コマ程度のゆとりある生活時程の中で学習を進めるというようなところが特徴になってございます。

最後、3点目、相談支援体制でございます。必要に応じてスクールカウンセラーですとかスクールソーシャルワーカーに相談をしながら、支援計画も立てながら支援をしていくというような体制づくりができるというところが特徴になってございます。

6番目は入級手順です。こちらに記載のとおりでございますけれども、まず、相談の申請で保護者が在籍している学校の校長先生に相談をした後で入級申請書を提出する、その後、体験入級の手続を踏みまして、入級審査ですね。入級に係る審査会を教育委員会で開催いたしまして、入級の可否を通知するというような手順を想定してございます。詳細については、現在検討中でございます。

7番目、予算につきましては、現在調整を行っている最中でございますけれども、備品を購入したりであるとか、あと、消耗品に必要な予算について協議をしている最中でございます。

最後8番目、今後のスケジュールでございます。

まず、12月現在、教育委員会定例会でご報告差し上げて、市議会の資料送付も併せて行います。今月、保護者への周知を行いまして、今月末に保護者説明会の実施を予定してございます。令和8年、来年1月以降に入級申請の受付を開始して、入級審査、2月

には学校での入学説明会、入級手続の実施を予定してございます。3月に改めて教育委員会定例会でご報告を差し上げて、市議会でも行政報告をしたいと考えてございます。併せて教室環境の整備を行いまして、4月にチャレンジクラスを開設するという予定で現在準備をしているところでございます。

ご報告は以上でございます。よろしく申し上げます。

○吉原教育長 ただいまの説明にご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

森田委員、お願いします。

○森田委員 非常にいいことだなと思いますし、活用する人が増えるといいなと思うんですけども、これは致し方ないんだろうなという推測はできるんですが、なかなか、転校しなきゃいけないというのが結構ハードル高いなというのはあるんですけども、それは何か転校を例えばしなくてもいいようなことが可能なかどうか、何かで決まっているのでできませんであれば、その旨教えていただけるとありがたいです。

○吉原教育長 教育相談支援担当課長。

○志賀教育相談支援担当課長 転校の手続につきましては、東京都の要綱のほうで条件として示されているものでございますので、本市だけ転校しないという扱いには難しいかなと考えてございます。

○吉原教育長 よろしいですか。

ほかにご質問、ご意見ございますか。

岩崎委員。

○岩崎委員 むさしのクレスコーレ、適用指導教室、などのいろんな対応がなされておりますが、どんなお子さんがむさしのクレスコーレに適しているとイメージされておりますでしょうか。

○吉原教育長 教育相談支援担当課長。

○志賀教育相談支援担当課長 今、委員からご指摘のありましたむさしのクレスコーレであるとか、あと、チャレンジルームも同じなんですけれども、従来行った居場所支援というような形の施設になっております。なので、主に安心できる居場所を提供することが目的となっていて、児童・生徒の学習面においては自学自習をしているところを見守りをするというような施設になっておりました。

今回、開設をしたいと考えておりますチャレンジクラスに関しては、正規の教員が配置をされて授業ができるということが一番の特徴になっているかなと思います。なの

で、こちらで考えている対象ではないですけれども、子どものイメージとしましては、学校には来れているけれども、通常の学級には入れていないような子どもたちの中で、ある程度ゆとりのある時程にしますので、学習意欲がある子どもたちをイメージしているようなところでございます。

なので、今学校に来て別室に入っているような子どもたちの中で学習意欲があるような子がもしあれば、そういった子が参加するというようなことをイメージできるのかなと考えてございます。

○吉原教育長 よろしいですか。

ほかにございますか。

岸本委員。

○岸本委員 ちょっと先の運用上の質問になるんですが、学年の途中で今居場所支援メインのところにいるところが、今度こちらのチャレンジクラスに途中で移るということは想定されているのでしょうか。あるいは都の何か文書にそういった形成の方向づけはあるのでしょうか。

○吉原教育長 教育相談支援担当課長。

○志賀教育相談支援担当課長 詳細はまだ検討中ではございますけれども、資料の2ページ目、6の入級手順の(3)のところに、入級審査というものを行います。この審査会を少なくとも学期に1回以上はやりましょうという形で東京都からは案内が来ているような形になりますので、ここで本市として何回設定するかにはよりますけれども、その審査会で審査をできるように今後検討していきたいと。なので、学期の途中についても受け入れられるような形で検討してまいりたいと考えてございます。

○岸本委員 ありがとうございます。最初の転校という手順はちょっとハードルが高いけれども、それ以降はかなり柔軟性があることが期待できて、良いと思います。

○吉原教育長 ありがとうございます。

ほかよろしいでしょうか。

それでは、この報告事項につきまして、了承されたものといたします。

次に、報告事項(4)武蔵野市営プールの更新に関する基本計画(案)についてです。

それでは、説明をお願いします。

スポーツ推進担当課長。

○茂木スポーツ推進担当課長 それでは、武蔵野市営プール更新に関する基本計画(案)

についてご報告いたします。

本計画は、本年12月15日から令和8年1月5日まで意見募集を予定をしております。

目次をお開きください。本計画は、6章立てとなっております。1章から説明してまいります。

第1章、基本計画策定の位置づけでございます。1ページをご覧ください。

市営プールは、昭和57年竣工の管理棟、平成元年竣工の温水プール、戦前から使用されてまいりました屋外プールで構成されております。市営プールは、市民のスポーツ、健康増進、レクリエーション活動の拠点として長年親しまれてまいりましたが、施設の老朽化やバリアフリー、ユニバーサルデザインの未整備など、現代の社会的ニーズに十分応えられなくなりつつあります。

性別や年齢、障害の有無にかかわらず、誰もが利用しやすい施設、また、気候変動や災害への備えなど、公共施設に求められる役割が建設当時から大きく変化していることもあり、昨年度に「武蔵野市営プール整備方針」を策定し、施設更新の基本的な方向性を示しました。

本計画は、この整備方針を基に、既存の施設の課題の整理と、施設の建て替えに向けた基本的な考え方を示し、今後の基本設計、実施設計を行うための条件や仕様等を設定していくものになります。

基本計画の経緯については、2ページをご覧ください。

本計画は、令和3年度に第二期武蔵野市スポーツ推進計画において、市営プールの老朽化や機能不全が課題として位置づけられ、屋外プールを廃止し、屋内プールの充実を図る方向性を示しました。令和4年度に市営プール整備の方向性について、スポーツ推進計画で挙げられた3つの案、1が現状維持、2が建て替えて屋外プールを25メートルにする、3が建て替えて屋外プールを廃止し屋内プールの機能を拡充するを示しながら、市民アンケート調査や利用者ヒアリング、ワークショップを実施しました。

この市民アンケート調査の結果では、案3の建て替えて屋外プールを廃止し屋内プールの機能を拡充するのが6割弱の支持を集めました。令和5年度に第六期長期計画・調整計画の策定委員会で令和4年度の市民アンケート調査やヒアリングの結果を報告し、市営プールの更新についてご議論いただき、専門的な視点を持った検討の必要性と、誰もが利用しやすいプールの充実を検討するという整備に向けた方向性が示されました。

令和6年度には有識者会議を設置し、専門的な視点から施設の在り方や整備方針に関

する意見や助言をいただきました。この間に得られた様々な意見を基に、令和6年度に武蔵野市営プール整備方針を策定し、これを基に本年度の基本計画を策定しております。

第2章、現状と課題、4ページをご覧ください。

立地と周辺環境を記載してございます。5ページでは、建設経緯として、昭和28年3月の武蔵野市体育施設条例施行から平成元年の屋内プール完成までの写真とともに記載してございます。

7ページをご覧ください。

利用者数の推移となります。平成30年度までは15から16万人で推移してまいりましたが、令和元年度に13万人台となり、コロナ禍を経て回復基調にあり、昨年度は13万人台となっております。また、利用者の約半数が屋外プールを開放する7月から9月の夏季3か月に集中しております。

8ページをご覧ください。

現状を2つの視点の課題に分けて整理しました。1つは、市道や歩道の安全性、自転車や緊急車両の動線、広場やオープンスペースの不足といった周辺環境に関する課題とし、もう一つは、プールや建物の老朽化、バリアフリーやユニバーサルデザインの対応不足、休憩や交流の場の不足など、施設に関する課題としました。

2つの課題を整理することで、基本計画において検討する施設の規模、機能、配置等を提案し、今後策定する基本実施設計での改善策へつなげます。

9ページは、課題となる場所を写真で紹介し、平面図に落とし込んでおります。

10ページでは、施設の経年劣化等をまとめ、11ページで写真とともに平面図に落とし込んでございます。

12ページからは第3章、利用者ニーズと関係者意見とし、これまで様々な利用者ニーズを収集、分析してまいりましたが、本計画策定に当たり、各方面から改めて収集したものでございます。

12ページをご覧ください。

夏休み期間中、実際に利用している200名以上の子どもと同伴の保護者等からご意見をいただきました。ほとんどの方が現状に満足しているという意見をいただきましたが、ウォータースライダーや流れるプールの設置等要望、レジャー要素に関する意見を多くいただきました。

13ページでは、高齢者へのヒアリングも実施しております。快適性と動線についての

ご意見を多くいただいております。

15ページをご覧ください。

これら利用者の声から市営プールに求められる基本機能は安全、清潔、快適であることが明確となりました。また、ウォータースライダーと遊具の設置等、レジャー要素の導入は検討課題の一つとなります。カフェやキッズスペース等、休憩交流機能の拡充は、多世代が安心して快適に利用できる施設へ期待があることが分かりました。

16ページからは関係者への意見聴取も実施いたしました。スポーツ推進委員からは、地域住民としても様々なご意見をいただきました。

17ページをご覧ください。

競技団体からは、長水路の50メートルプールの設置にはこだわらないが、公認仕様で可動床を望む意見をいただいております。

18ページをご覧ください。

福祉施設職員からは、入水用のリフトの設置、水深、水温、介護者同伴利用可能な更衣室等、障害者専用施設として考えた場合の意見をいただきました。障害者専用スポーツ施設は、実地踏査も行い、バリアフリー観点から大変参考となりました。

19ページは、関係者の整理と課題として競技スポーツ・福祉の立場から多様な視点が示され、競技団体からは具体的な要望と一般利用者との調和も重視した意見をいただき、福祉団体からはユニバーサルデザインの徹底を求める意見をいただきました。

共通するのは、清潔で快適な施設環境を確保することへの強い関心であることでございます。

以上、3章にまとめました利用者や関係者の意見等を踏まえ、整備方針で示された5つのコンセプトを第4章にて3つにまとめております。20ページをご覧ください。

第4章、市営プール整備方針でございます。

計画コンセプトを3つにまとめてございます。1として、誰もが利用しやすい安心・安全なプール、2として、市民の交流の場を創出、3として、環境に配慮した周辺施設との一体的なまちづくりでございます。これら3つのコンセプトを細分化して施設の整備の方針を検討いたしました。

21ページをご覧ください。

パースは、新築するプールのイメージです。誰もが利用しやすい安心・安全なプールとして、年間を通して快適に使えるプールを整備します。多様な利用を想定したプール

を整備します。誰もが安心して利用できるユニバーサルデザインを採用します。安心、快適な環境を確保します。

22ページをご覧ください。

パースは、交流の場。施設の正面から外観のイメージでございます。市民の交流の場を創出するため、広場と一体となった憩いの空間を設けます。家族で楽しめる観覧環境を設けます。

23ページをご覧ください。

パースは、総合体育館と市営プールの間の広場のイメージです。環境に配慮した周辺施設と一体的なまちづくりのため、施設と連携した広場・まちづくりとします。環境負荷を抑えたエネルギー利用を採用します。環境に配慮した施設整備を行います。社会情勢に配慮した整備を行います。防災拠点としての機能を強化します。

24ページをご覧ください。

第5章になります。市営プールの施設設備計画でございます。配置計画としまして、3つのコンセプトをベースとして市営プールの施設整備計画を進めました。市営プール周辺に集積している市役所、各種体育施設、クリーンセンター、むさしのエコr eゾート等の公共施設にアクセスしやすい外構を整備してまいります。

また、新たに配置する広場は、地域交流や学びの場としてだけでなく、自転車や歩行者の動線、イベントや憩いの場としての機能、緊急車両や管理車両がスムーズに通行できるスペースといたします。

このほか、施設西側の中央通り沿いの歩道を拡張するなど、快適で安全な歩行空間を整備いたします。

25ページをご覧ください。

施設構成となります。プールの施設構成を検討するにあたり、1階建てと2階建ての検討を行いました。1階建てでは建設コストが抑えられる、プールの雰囲気を広場まで共有しやすくつながりやすい、動線がシンプルで分かりやすいといった利点が挙げられました。2階建ての利点としまして、2階観覧席からプール全体を見渡しやすい、プール利用者と2階観覧車の距離が保てるのでプライバシーへの配慮がしやすい、2階建てにすることで十分なスペースが確保しやすく、機能ごとに使いやすいゾーニング分けができる。1階建てに比べて建築面積が抑えられるので、広場空間を広く確保しやすいといった利点が挙げられております。

これらの点を比較した結果、2階建て案を基本計画案として採用し、より詳細なゾーニングの概要を検討いたしました。

資料編39ページでは、参考プランの平面図と断面図を記載してございます。

26ページからはゾーニングの概要でございます。パースは新築を想定する施設の平面図となっております。プールエリアは共用エリアと管理・設備エリアに隣接した位置に設けます。共用エリアは、広場と連携しやすい位置に設け、市民のつながりを育む空間とします。

また、プールエリアと隣接させ、プールの雰囲気を感じ、誰もが一度は利用してみたいと思えるような施設づくりをいたします。

観覧席からメインプールプールがコース毎に縦方向に見えるように整備します。更衣室は1階に設け、利便性を向上します。職員が常駐するエリアは、建物の出入口付近とプールエリアの監視やメンテナンスがしやすい位置に配置いたします。

設備エリアは、利用者安全と職員のメンテナンスの容易さや施設規模に合わせた位置に設けます。

27ページからは導入機能と諸室規模の考え方でございます。

パースは、レクリエーションプールのイメージです。これは、幼児用プールとジャグジーになります。プールエリアとして、8コース以上の25メートルプールとし、深さを変えられる可動床を採用し、国内公認競泳プールの規格を満たすものとし、入水用スロープを設置します。サブプールは、利用者の安全確保のため、メインプールから独立させます。このほか、幼児用プールと遊具、ジャグジーを設けます。

更衣室は親子利用等対応可能な設えとし、1階に設置し、動線に配慮した位置にロッカーや洗面台等を配置します。プールサイドや監視室、救護室、医務室、採暖室、AED等も最適な位置に設置します。

28ページからは共用エリアでございます。

パースは、エントランスホールイメージです。エントランスホールとラウンジは、広場、ラウンジ、プールまでのつながりを意識し、市民の憩いの場として飲食可能なエリアなども設けます。

また、混雑状況が分かる工夫や設備を設けます。観覧席は、遊泳中の利用者をコースごとに縦方向に見渡す300席以上を配置し、車椅子、立ち見利用等の多様な利用を想定しています。

また、待機中の幼児が利用できるキッズスペースも確保いたします。

管理・設備エリアになります。29ページでございます。

管理のしやすさと利用者の安全確保を前提とし、諸室の整備を行います。また、主要な整備等はアクセス、メンテナンスを容易にした配置とし、災害等によるリスクに備えた防災機能を確保します。

6章になります。整備の事業手法とスケジュール、30から33ページになります。

整備の事業手法の検討でございますが、市営プールの更新に当たり、武蔵野市P P P / P F I 手法導入優先的検討に関する要綱に基づき、複数の業種をまとめて性能発注方式を採用することで民間事業者等の技術・ノウハウを生かす手法について検討いたしました。本事業の規模やスケジュール等を示しながら複数の事業者にサウンディングを行った結果、従来どおりの設計・施工分離発注が妥当であると判断しました。

34ページをご覧ください。

事業スケジュールと想定事業費でございます。本事業の整備スケジュールは、武蔵野総合体育館の大規模改修工事や学校プールの改修工事など、周辺事業との整合を図りながら、特に施設の休止期間を最小限とすることを前提として設定しております。令和9年度後半に解体工事を始め、令和12年度の供用開始を予定しており、この間が休館期間となります。

想定事業費は、令和7年度時点で税込み約46億円、実際に工事をする令和10年度時点では建設資材や建設労務費の高騰等を加味して税込み53億円を想定してございます。意見募集については、動画と意見提出フォームからもご意見いただけるよう実施予定でございます。

長くなりましたが、以上で武蔵野市営プール更新に関する基本計画案の報告となります。冒頭にも述べましたが、令和3年度に第二期武蔵野市スポーツ推進計画で示し、令和4年度には市民アンケートの実施、その結果を基に令和5年度に第六期長期計画・調整計画策定委員会でもご議論いただきました。昨年は有識者会議を設置し、整備方針案を策定し、今年度基本計画策定に至ってございます。これまで丁寧に積み上げて進めてまいりました。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○吉原教育長 それでは、ただいまの説明にご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告事項につきましては了承されたものといたします。

◎その他

○吉原教育長 次に、その他です。その他として何かございますか。

○牛込教育企画課長 ございません。

◎閉会の辞

○吉原教育長 それでは、これをもちまして本日の日程は全部終了いたしました。次回の教育委員会定例会は、令和8年1月6日火曜日、午前10時から開催いたしますので、よろしく願いいたします。

お疲れさまでした。

午前11時41分閉会